

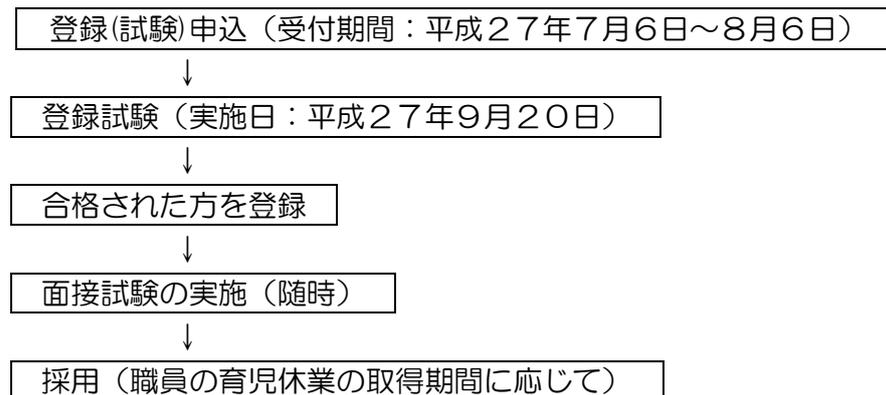
# 香芝市育児休業代替職員登録案内

## 【一般事務職】

香芝市では、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく、「育児休業代替職員」の候補者登録を行っています。

- 育児休業代替職員とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用する正規の職員です。
- 勤務条件（勤務時間、休暇、服務等）は、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。（但し、育児休業等を利用することはできません。）
- 登録試験に合格した方について、「育児休業任期付職員登録簿」に登録されます。
- 登録期間は、登録日から3年間です。
- 育児休業を取得する職員があった場合に、登録者に対して面接試験を実施し、面接試験の成績上位者から順に採用されます。
- 職員の育児休業取得にあわせて採用するため、育児休業の取得状況によっては、登録されていても採用されない場合があります。

### 1. 採用までの流れ



- ※ 採用された方の任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間となります。
- ※ 職員が育児休業期間を延長、または短縮した場合、これに応じて、育児休業任期付職員の任用期間も延長、または短縮することがあります。
- ※ 育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に、臨時的任用職員として採用することがあります。

## 2. 登録職種・登録要件

登録職種	登録要件
一般事務職（上級）	学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人
一般事務職（中級）	学校教育法による短期大学（大学を除く）を卒業した人
一般事務職（初級）	学校教育法による高等学校を卒業した人

※1 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。

国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 香芝市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (6) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者

## 3. 登録試験の日時・場所・内容等

日 時	平成27年9月20日(日) 午前8時45分から(受付開始 午前8時)
場 所	香芝市役所（香芝市本町1397番地） 香芝市中央公民館（香芝市下田西3-7-5） ※申込人数により試験場所を変更する場合があります。
試験の 内 容	一般教養試験 8:45～11:00
合 否 発 表	平成27年10月下旬予定 合否にかかわらず本人あてに通知します。

◆合否については、香芝市のホームページ(<http://www.city.kashiba.lg.jp>)でも、確認できます。

◆試験当日、災害等により試験開始時間に変更または試験が延期される場合は、ホームページにおいてお知らせします。

## 4. 登録(試験)申込書の請求

- ①登録(試験)申込書は、香芝市役所3階 人事課で交付します。
- ②登録(試験)申込書は、ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。ダウンロードしたもので申込手続される場合は、A4版の白紙に、縮小や拡大せずに印刷してください。
- ③登録(試験)申込書を郵便で請求される場合は、封筒の表に「育児休業代替職員登録(試験)申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号：A4サイズに120円切手(1通分)を貼って宛先を明記したものを必ず同封してください。

請求先： 〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市役所企画部人事課内 香芝市職員任用試験委員会

## 5. 登録(試験)申込手続

登録(試験)申込手続は、持参または郵送による申込みとなります。

受付期間	平成27年7月6日(月)～8月6日(木)※必着
提出書類	① 育児休業代替職員登録(試験)申込書 ② 受験票(職種・氏名を記入し、申込書に貼付したものと同一の写真を貼って提出してください) ③ 返信用封筒(長形3号:23.5cm×12.0cm)2通 2通両方に自宅の郵便番号、住所、宛名を記入してください。1通(受験票発送用)には82円切手を、1通(合否発送用)には242円分の切手を貼り付けてください。
申込方法	香芝市役所3階、人事課に提出書類を持参または郵送ください。郵送により申込みされる場合は、提出書類を下記の送付先まで、角形2号(A4サイズ)の封筒の表側に「申込書在中」と朱書きし、申込書等を折り曲げずに郵送ください。
送付先	〒639-0292 香芝市本町1397番地 香芝市役所人事課内 香芝市職員任用試験委員会
注意事項	○提出の前に、 <b>写真の貼付、国籍等の記入、本人の署名</b> が漏れていないか確認してください。 ○郵送申込の場合の郵送方法は指定しませんが、「特定記録郵便」等の方法が確実です。なお、普通郵便で郵送した場合の事故について責任を負いません。 ○登録(試験)申込書の記載事項等に不備のある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いませんので、 <u>手続にはご注意ください。</u>
受験票の交付	① 受験票は、申込受付期間終了後、提出された返信用封筒により郵送にて送付します。 ② 受験票が9月8日(火)になっても届かない場合は、香芝市職員任用試験委員会に必ずお問い合わせください。 ③ 試験当日には、受験票を必ず持参してください。

※この受験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。なお提出書類等により取得した個人情報については、今回の採用試験実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。

○試験合格者には、登録後、下記の書類の提出を求めます。

### ①最終学校卒業証明書

※高等学校卒業程度認定試験合格者については、高等学校卒業程度認定試験合格証明書(文部科学省で発行したもの)

### ②職務経験年数を証明する在職証明書

## 6. 給与・勤務条件等

### (1) 給与

職種等	初任給
一般事務職（上級）	174,200円
一般事務職（中級）	154,800円
一般事務職（初級）	142,100円

(注) 給料月額は、平成27年4月1日現在の給料表に基づいています。

このほか、地域手当、期末・勤勉手当が支給され、また、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、初任給は採用前の経歴などに応じて加算等されることがあります。

### (2) 勤務時間等

勤務時間 8：30～17：15（但し、職種等により異なります）

休 暇 年次有給休暇（年間20日。但し、最初の年は採用月により付与日数が異なります。）及び特別休暇があります。

## 7. 試験に関するお問い合わせ

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市役所企画部人事課内 香芝市職員任用試験委員会

TEL 0745-76-2001 内線312・313

インターネット：ホームページ <http://www.city.kashiba.lg.jp> でも採用情報を掲載しています。

## 会場地図



近鉄下田駅から徒歩7分 JR香芝駅から徒歩12分

※ 試験会場への自動車での来場は、禁止します。試験会場へは、徒歩またはその他交通機関を利用してください。

# 香芝市育児休業代替職員登録(試験)申込書 (一般事務職用)

平成 年 月 日現在

職 種	※受 験 番 号	
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日 生	(満 歳)
ふりがな		
現 住 所	〒 _____ 電 話 _____	
ふりがな		
※連絡先	〒 _____ 電 話 _____	

写真を貼る位置  
 ※過去 3 ヶ月以内  
 に撮影のもの  
 (4 cm × 3 cm)

※ 受験番号欄は何も記入しないでください。

※ 連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。

履 歴	学 歴 及 び 職 歴	年 月	卒 業
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

資 格 等	取 得 年 月	資 格 等 の 名 称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

◎私は、①( )②( )という在留資格)を有しています。

◎私は、地方公務員法第16条に規定する次の各号のいずれかにも該当しておりません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 香芝市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (6) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者

この申込書の記載内容に相違ありません。

平成 年 月 日

氏名(自署) \_\_\_\_\_

《注意事項》

1. 日本国籍を有する人は①( )に「日本国籍」と記入し、日本国籍を有しない人は②( )に「永住者」、「特別永住者」「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」のうちいずれかを記入して下さい。
2. 記入及び氏名(自署)については、必ず受験者本人が署名してください。
3. 記載事項に不正があると、本市職員として採用される資格を失うことがあります。

**【あなた自身のセールスポイント】**

**【学校で学んだことや今までの経験、また、自身の強みをどのように活かして、香芝市に貢献したいと考えますか。】**

趣味・特技等

※点線に沿って切り抜いてください。

育児休業代替職員登録試験

受 験 票

職 種	
※受験番号	
ふりがな 氏 名	

■試験日時

平成 27 年 9 月 20 日(日)

受付開始 午前 8 時 00 分

受付終了 午前 8 時 45 分

■試験会場

	香芝市役所・会議室棟
	香芝市中央公民館

《写 真 欄》

縦 4cm×横 3cm 上半  
身脱帽、正面向きで  
3ヶ月以内に撮影し  
たもの(申込書と同  
じもの)をはってく  
ださい。

※試験当日に写真のはっていない人は、受験できません。

受験心得

1. 受験の際は必ず本票を持参し、受付時間に来てください。
2. 受験当日は筆記用具を必ず持参してください。
3. 当日の来場は、公共交通機関を利用してください。(車での来場は禁止します。)
4. 試験中は必ず携帯電話の電源を切ってください。
5. 会場及び会場敷地内は全面禁煙です。
6. その他係員の指示に従わない場合は、受験できなくなる場合があります。